

I

(1) 憲法 51 条は国会議員が議院で行なった演説等について「院外で責任を問われない」とするいわゆる免責特権を定めるが、その範囲および免責の効果については解釈の余地があり、判例を踏まえてその射程を明確にする必要がある。憲法 58 条の定める議院の懲罰権との関係についても言及しておくことが望ましい。また、免責の対象となる演説等が違法に国民の権利を侵害する場合の国家賠償請求の如何について、特別の事情がある場合に限って賠償責任が生じる余地を認める一方で国会議員に対する求償を否定した判例（最判 1997（平成 9）年 9 月 9 日）の趣旨を踏まえて説明をする必要がある。

(2) 行政法総論の基本事項である「行政上の代執行」についての理解度を問う問題である。行政上の代執行の対象となる行為について、行政代執行法 2 条の規定に即して説明した上で、当該行為の具体例をその根拠法や関係判例とともに挙げることが求められる。

II 労働組合を素材に、団体の権利とその構成員の権利の衝突について問う問題である。団体すなわち労働組合としては、先ずは知事選挙への協力が組合の目的の範囲内であることを論じた上で、憲法 28 条を根拠とする団結権（または、憲法 21 条を根拠とする結社の自由）を根拠に統制権の存在を主張することが考えられる。前者については例えば国労広島地本事件（最判 1975（昭和 50）年 11 月 28 日）が、後者については特に三井美唄炭鉱労組事件（最大判 1968（昭和 43）年 12 月 4 日）が参照されるべきである。他方で、構成員としては、憲法 21 条（または、憲法 15 条）を根拠とする政治的表現の自由または参政権を主張することとなるが、制約された権利の内容そのものは、立候補の自由の制約が問題となった三井美唄炭鉱労組事件とは異なる。そのため、この点を踏まえて、団体の権利と構成員の権利の衝突の調整について論じることが必要となる。

団体の権利と構成員の権利の衝突の調整については、他に、八幡製鉄政治献金事件（最大判 1970（昭和 45）年 6 月 24 日）や南九州税理士会事件（最判 1996（平成 8）年 3 月 19 日）などが参照に値する判例として考えられるが、その際には、各事件で問題となった団体の性質について留意する必要がある。

III 行政法総論の基本事項である「行政行為（行政処分）の撤回」について理解度を問う問題である。最判昭和 63 年（1988 年）6 月 17 日判時 1289 号 39 頁を参考にして作問した。小問(1)は、行政行為の撤回の概念について、小問(2)は、行政行為の撤回の手續について、小問(3)は、行政行為の撤回の許否について、それぞれ問うものであるが、特に小問(3)の解答においては、上記最判の判旨を踏まえた論述が求められる。